

提 案 理 由

議案番号	案 件 名
報告第7号 専決第3号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
報告第8号 専決第4号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>上記2報告は、市道管理瑕疵の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【報告第7号の事故の概要】 平成29年1月23日 積雪により道路状況の把握が困難な中、養父市八鹿町八鹿地内の市道天子6号線を走行していた相手車両が、路面から突き出たグレーチングの部材を踏んだため、タイヤを破損させたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失割合 市の過失 100% 相手の過失 0% ・損害賠償の額 114,000円 ・協議が整った日 平成29年6月5日 <p>【報告第8号の事故の概要】 平成29年1月25日 同所を走行していた相手車両が、同じく路面から突き出たグレーチングの部材を踏んだため、タイヤを破損させたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失割合 市の過失 100% 相手の過失 0% ・損害賠償の額 95,472円 ・協議が整った日 平成29年6月5日
議案第46号	養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、平成30年4月1日から兵庫県域で一本化される国民健康保険の広域化に向けた制度の統一化に伴い、税率を改正する</p>

ものである。

なお、施行日は公布の日から等である。

【改正内容】

- ・国民健康保険税の軽減措置の改定

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

26.5万円 → 27万円

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定

48万円 → 49万円

・現在、国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式によって保険税額を算出しているが、国民健康保険の広域化に伴い、資産割を無くし、他の3方式で保険税額を算出することとなったため、平成32年度までに段階的に資産割を減らし、所得割を増やすもの。

議案第47号

除雪ドーザー（11トン級）の取得について

理 由

平成4年11月に購入し、初期登録から24年が経過している除雪ドーザーについて、昨シーズンの除雪時に老朽化によりエンジンが故障した。部品の製造が中止されており修理が不可能な状態であるため、除雪ドーザーを更新するもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。